



平成 30 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション  
代 表 者 名 取締役社長 村尾 修  
(コード番号 6674 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役 コーポレート室長 中川 敏幸  
(TEL.075-312-1211)

## 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 14 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしました。あわせて、本定時株主総会において株式併合に係る議案が承認されることを条件として、単元株式数の変更および定款の変更を行なうことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単위를 100 株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

普通株式の単元数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式の併合」に関する議案が承認されることを条件といたします。

## 2. 株式の併合

### (1) 併合の目的

上記1. に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更することに伴ない、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）および中長期的な株価変動等を勘案し、株式の併合を行なうことといたします。

### (2) 併合の内容

#### ① 併合する株式の種類

普通株式

#### ② 併合の割合

平成30年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

#### ③ 併合後の発行可能株式総数

280,000,000株（併合前：1,400,000,000株）

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第182条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成30年10月1日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

#### ④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	413,574,714株
併合により減少する株式数	330,859,772株
併合後の発行済株式総数	82,714,942株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は株式併合前の発行済株式総数および株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

#### ⑤ 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
5株未満	632名（1.7%）	999株（0.0%）
5株以上	36,248名（98.3%）	413,573,715株（100.0%）
総株主	36,880名（100.0%）	413,574,714株（100.0%）

#### ⑥ 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条により、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

### (3) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認されることを条件といたします。

### 3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記2.に記載の株式併合に関する議案が承認されることを条件に、平成30年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線は、変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式  (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>14</u> 億株とする。  (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第2章 株式  (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2</u> 億8千万株とする。  (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

### 4. 主要日程

平成30年5月8日 取締役会  
平成30年6月28日(予定) 第14期定時株主総会  
平成30年10月1日(予定) 単元株式数の変更および株式の併合ならびに定款の一部変更の効力発生日

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成30年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が変更される日は平成30年9月26日となります。

以上

添付資料：(ご参考) 単元株式の変更および株式併合に関するQ&A

## (ご参考) 単元株式の変更および株式併合に関するQ&A

### Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

### Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか？

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。東京証券取引所に上場している当社といたしましては、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

あわせて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）および中長期的な株価変動等を勘案し、株式併合（5株を1株に併合）を実施することといたしました。

### Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか？

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日（実質上9月28日）最終の株主名簿に記載または記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生日（平成30年10月1日予定）の前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000株	5個	1,000株	10個	なし
例②	1,024株	1個	204株	2個	0.8株
例③	600株	なし	120株	1個	なし
例④	497株	なし	99株	なし	0.4株
例⑤	4株	なし	なし	なし	0.8株

株式併合の結果、端数株式（1株に満たない株式）が生じた場合（上記の例②, ④, ⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して売却し、その売却代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金は、平成30年12月上旬にお送りすることを予定しております。

株式併合の効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合（上記⑤の場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたく存じます。

**Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はありますか？**

A 5. 株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は5倍となり、株式市況の変動などの他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の5倍となります。

**Q 6. 受取配当金額に影響はありますか？**

A 6. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

**Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？**

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。  
具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 8. 株式併合後も買取りをしてもらえますか？**

A 8. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。  
具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 9. 株主は何か手続きが必要ですか？**

A 9. 特に必要なお手続きはございません。

**Q10. 今後はどのようなスケジュールになりますか？**

A10. 次のとおり予定しております。

平成 30 年 6 月 28 日	定時株主総会決議日
平成 30 年 9 月 25 日	1,000 株単位での売買最終日
平成 30 年 9 月 26 日	100 株単位での売買開始日
平成 30 年 10 月 1 日	単元株式数の変更および株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日
平成 30 年 12 月上旬	端数株式の売却代金のお支払い

**【お問い合わせ先】**

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

**【株主名簿管理人】**

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）  
受付時間：9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以 上